

**大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を
改正する条例案**

本案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月26日

大阪市会議長 広田和美様

提出者

| | | |
|-------|-------|-------|
| ホンダリエ | 永井啓介 | 佐々木哲夫 |
| 山下昌彦 | 杉山幹人 | 守島正 |
| 岡崎太 | 飯田哲史 | 大橋一隆 |
| 丹野壮治 | 佐々木りえ | 高見亮 |
| 前田和彦 | 山本長助 | 北野妙子 |
| 福田武洋 | 八尾進 | 西徳人 |
| 西崎照明 | 明石直樹 | |

(別 紙)

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を
改正する条例

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第94号）の一部を次のように改正する。

「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

現在実施している政務活動費の月額の特例措置について、その期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例（抄）

大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）に基づく政務活動費の月額は、平成25年3月1日から平成32年3月31日までの間において、同条
令和3年3月31日

例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。